

福岡県公安委員会活動状況

<定例会の主な議題及び要旨>

令和3年5月27日（木）

【報告事項】

1 5月臨時県議会の結果について

（総務部）

警察本部から「5月臨時県議会は、5月21日、常任委員会委員の選任及び令和3年度福岡県一般会計補正予算を主な内容として開催された。警察委員については、自民党県議団から5人、民主県政県議団から3人、緑友会から1人、公明党から1人の計10人が選任されている。」旨の報告があった。

公安委員から「今後も県議会に対し説明責任を果たし、県警察の各種取組に理解と協力が得られるよう努めてほしい。」旨の発言があった。

2 6月定例県議会の日程について

（総務部）

警察本部から「6月定例県議会は、6月4日から6月22日までの19日間の日程で開催される。警察関係議案として県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についての審査を予定している。」旨の報告があった。

3 福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（案）について

（警務部）

警察本部から「防疫等作業に従事した職員に対する国の措置に鑑み、結核患者接触作業に従事した県警察職員である保健師の特殊勤務手当の額を改定するとともに、所要の規定の整備を行うため、条例の一部改正を行うものである。」旨の説明があった。

公安委員から「今回の改正は結核患者接触作業に限定しているが、新型コロナウイルス感染症の陽性者や類似症患者と接触した職員に対する手当はどうか。」旨の発言があり、警察本部から「新型コロナウイルス感染症患者等については、令和2年5月の臨時県議会において、県所管の「特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例」が改正され、令和2年4月1日から手当の対象となっている。各種警察活動における防疫上の観点から、同感染症患者に該当する事案関係者、被保護者、被留置者等に対する救護、移送、物件の処理等に従事した場合に手当が支給されるとともに、同感染症患者だけでなく、疑似症患者に対しても、同様の職務に従事した場合は支給対象になっている。今後も勤務実態を踏まえ、適正に支給することとしている。」旨の説明があった。

公安委員から「今回改正する条例においては、結核に限定しているが、今後、結核を含め危険性の高い他の感染症にも幅広く適用できるように検討をお願いします。」旨の発言があり、警察本部から「本条例は、制定当時、保健師が結核患者を処置することが他の感染症と比べ多かったため、結核に限定していると思われる。国家公務員に対しては、感染症予防法に基づき、結核に限定せず、病毒性や致死率が高い感染症患者に接する業務に従事した場合、相当の手当が支給されていることから、今後、手当の支給実態や他都道府県の条例も参考にしながら、検討していく。」旨の説明があった。

4 放火事件被疑者の逮捕について

（刑事部）

警察本部から「久留米警察署は、1月23日、火災保険契約が締結されている自己所

有の店舗併用住宅室内に油類をまくなどして同住宅の一部を焼損させた非現住建造物等放火事件について、5月18日、久留米市居住の美容師の男性を逮捕した。」旨の報告があった。

公安委員から「罪名はなぜ非現住建造物等放火罪なのか。」旨の発言があり、警察本部から「本件の店舗は休業中であり、従業員や客もいなかったことなどから、非現住建造物等放火罪を適用したものである。」旨の説明があった。

公安委員から「本件は、計画性があり、悪質な犯罪であることから、徹底した捜査を行い、事件の全容解明に努めてほしい。」旨の発言があり、警察本部から「コロナ禍で同種犯罪の発生が懸念されることから、徹底した捜査を推進し、事件の全容解明に努めていく。」旨の説明があった。

5 強盗致傷事件被疑者の逮捕について

(刑事部)

警察本部から「東警察署は、5月18日、福岡市東区所在のマンション通路において、被害者の顔面を手拳で殴打する等の暴行を加え、現金等を強取して傷害を負わせた強盗致傷事件について、5月19日、福岡市東区居住の無職の男性を逮捕した。」旨の報告があった。

公安委員から「本件は、女性が被害に遭っており、粗暴かつ悪質な犯行であるが、早期に検挙できたことで地域住民の不安感の払拭につながると思う。本件被疑者に余罪はあるのか。」旨の発言があり、警察本部から「今後、余罪や犯行動機を含め、徹底した捜査を推進し、事件の全容解明を図り、地域住民の安心感の醸成に努めていく。」旨の発言があった。

6 株主総会特別対策本部の設置について

(暴力団対策部)

警察本部から「6月に、県内企業の株主総会が集中開催されることから、6月1日から同月30日までの間、株主総会特別対策本部を設置し、株主総会時における警戒及び総会屋等に対する取締り等を徹底することとしている。」旨の報告があった。

公安委員から「株主総会における総会屋等の反社会的勢力の活動は、近年低調化しているように思われるが、引き続き、警戒の手を緩めることなく、企業との連携を強化するなど、不法事案等の未然防止に万全を期してもらいたい。」旨の発言があり、警察本部から「企業の関係遮断対策や警察の警戒強化により、現時点、総会屋等の反社会的勢力の目立った動きは把握していないが、引き続き、総会屋等の動向に十分に留意し、徹底した警戒活動を実施する。」旨の説明があった。

7 五代目工藤會幹部らに対する集中取締りの終結について

(暴力団対策部)

警察本部から「八幡西警察署ほか3警察署並びに組織犯罪対策課及び北九州地区暴力団犯罪捜査課は、五代目工藤會幹部らが素行不良グループを結成し、北九州市八幡西区の繁華街等において工藤會の威力を背景に資金獲得活動を活発に行っていたことから、令和2年5月から本年5月までの間、同人らを検挙して工藤會への資金源を遮断するとともに、同グループ壊滅に向けた集中取締りを実施した。」旨の報告があった。

公安委員から「工藤會の中で、新たな素行不良グループを結成する動きはあるのか。」旨の発言があり、警察本部から「素行不良グループは、離合集散を繰り返す傾向にあるが、現時点、新たなグループを結成するような動きは把握していない。引き続き、情報収集に努め、仮に新たなグループを結成するような動きがあれば、早期に壊滅を図っていく。」旨の発言があった。

公安委員から「強力な暴力団対策により、着実に成果が出ている。引き続き、暴力団の壊滅に向け、県警察一丸となって各種対策を推進してほしい。」旨の発言があった。

【その他の報告事項】

警察本部から「宗像警察署及び捜査第一課は、5月11日から12日までの間、宗像市所在の被害者の自宅において、知人である被害者を刃物で刺して殺害した殺人事件について、5月13日、宗像市居住の無職の男性を逮捕した。」旨の報告があった。

